

## 批評と紹介

傅宗懋著

## 清代軍機處組織及職掌之研究

神田信夫

軍機處が清朝の最高機関として非常に重要な存在であることは周知のことであるが、その実態となると必ずしも明かでない。むろんわが清国行政法には一応の説明はある。また古くは清代に軍機處に関係した人達の記述もあり、清代掌故の書にもこれに触れたものがある。すなわち趙翼の簷曝雜記、王昶の軍機處題名記、梁章鉅の樞垣記略や礼親王昭樞の嘯亭雜錄、姚元之の竹葉亭雜記などの類いである。さらに清朝の行政法典である大清会典にも、その嘉慶・光緒の兩次の編纂のものには軍機處の項があり、最もまとまっている。しかし、行政制度の変遷沿革の記されている会典事例には全く記事がない。これまで軍機處に関する解説は概ね右記の書物などによって簡単に述べられており、根本的に研究したものは、創設時期などに関する若干の論考の以外に殆んどなかつたといつてよい。

軍機處は雍正年間から清朝滅亡の直前まで、おおよそ百八

十年間も存在したのである。しかも時代が新しいだけに、その史料たるや非常な量で、雍正以後の実録だけでもの歴大な清実録全体の八割以上に達する。さらに根本的な軍機處檔案となれば数知れない有様で、且つまだ殆んど整備されていない。そのような史料上の事情もあってか、軍機處の全貌について正面から取りくんだ本格的研究はなかったのであるが、本書はまさに初めてのかかる研究の成果として注目すべきものといえよう。

著者傅宗懋氏は、本書に記されている略歴によると、一九二七年生れで國立台灣大学を卒業し、現在台北の國立政治大學の副教授の職にある。そして政治大学で氏が獲得された博士の学位論文が本書である。因みに本書は嘉新水泥公司文化基金會研究論文第六十九種として刊行されているが、この基金會は大學や研究所の博士論文や碩士（日本の修士）論文中優れたものを出版するのが事業の一つで、民國五十五年（一九六六）度の分として本書が選ばれたのである。先年來傅氏が大學の機關誌「國立政治大學々報」に統々と発表された論文が本書の首めの三章の基礎をなしているようである。

さて本書は約七百頁に及ぶ大冊で、本文はその内五百二十余頁、すべて八章から成り、各章とも節目などと細分されて、目次だけで十四頁にも達し、整然と構成されている。

先づ第一章と第二章は「軍機處溯源」と題して、軍機處の

設置以前における清の最高政治体制を論じている。軍機処の研究に先ず溯つて清初から研究しようとした意図はよい。第一章はサブタイトルを「清初統治型態之演進」というように、太祖・太宗・世祖の三代における統治型態を述べ、本書全体の論題からいえば、ただ端初を取上げたに過ぎないが、余りにも平板な叙述である。引用された史料をみても実録、東華錄、清史列伝の外は蕭一山氏の「清代通史」と孟森氏の「八旗制度考索」くらいのものに過ぎない。しかしこの時代、とくに太祖・太宗時代については、滿洲實錄（或は武皇帝實錄）や滿文老檔などの満文史料があり、さらに最近は老檔のオリジナルである満文原稿が台灣の故宮博物院に現存していることが明かにされている。清初史の研究、なかでも統治型態のようなテーマにはそうした満文史料の利用が絶対に必要であるにも拘わらず、全く使用されていないことは致命的な欠陥といわねばならない。また漢文實錄にしても、史料的価値の著しく低い乾隆重修本のみを用いている。尤も太宗・世祖朝の実録のより古いテキストは、現在台湾では利用し難いと思うが、太祖朝については満洲實錄や武皇帝實錄が刊行されていることであるから、折角の学術的な書物であるだけにそうした配慮がなされた点が惜しまれる。

そんな次第で第一章の記述は、殆んど乾隆重修本實錄の関係記事の羅列に止っている。この時代の研究については、日

本では夙く内藤湖南、稻葉君山の両博士以来、和田清、鶴淵一、安部健夫、中山八郎、今西春秋、三田村泰助等々の諸氏の著述が無数にある。例えば八旗の創設に関するても、傅氏は実録の記事を挙げて僅か一頁余り述べているに過ぎないが、そんな簡単なものではないことは、三田村氏の近著「清朝前史の研究」を一見しても直ちにわかるところである。本書において、参考した日本人の著述は、半世紀以上も前に出た稻葉博士の「清朝全史」の漢訳本一書があるに過ぎない。日本語という語学上の問題もあるにせよ、まことに遺憾なことである。

第二章はサブタイトルを「清初議政体制」として、専ら議政王大臣の組織や議事について論じている。議政王大臣が清初の最高政治機関として重要であることは古くから言われてゐるにも拘わらず、その実態について研究したものはなかった。私は十数年前に聊かその研究を試み、「清初の議政大臣」（和田博士還暦記念東洋史論叢所収）と題する小文を発表したことがあるが、その後この問題について論じたものがあることを寡聞にして知らない。本章はまさに議政王大臣について本格的に研究したもので、同好の士を得て喜びに堪えない。ただここでも崇徳以前の議政体制については余りにも簡単な記述に過ぎず、前章について批判したと同じことが言える。例えば議政貝勒については、私がかつて論じたようになんて清初の貝勒について「東洋学報四〇ノ四」、滿文老檔には天

聯年間におけるその具体的な人名が挙げられており、彼等は崇徳元年四月王爵が新たに制定されたとき、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒に封ぜられたのである。

大体議政大臣は会議の構成メンバーで、別に本職があつた。如何なる職にある者が議政大臣に任せられたかについて、私は前に不充分ながら多少考えてみたが、傅氏はこの点は後述の軍機大臣の場合と異って割合簡単に触れられているに過ぎない。本章で著者が特に意を用いたところは、議政王大臣が如何なる事項を議したかを究明するにある。先ずその独議事項と、他の官員との合議事項に分けて、一々その実例を挙げて分類している。満洲固有の議政王大臣は軍事各項を専らにしたほか、一般政治事項についても関与した。後者の場合は明の制度を継承した九卿科道らとの合同会議によることが多かつた。ここに漢人をも国政に参加させてその人心を収攬しながら、実際には満洲人を重用する巧妙な清朝の漢人統治の体制があつたと見る著者の結論には同感である。ただし傅氏が使用された大清会典は最も晩出の光緒纂修本であるので気付かなかつたのであるうが、第一次、第二次纂修の康熙および雍正の会典には凡例の中に、議政王大臣の合議について「一、事例……由議政王貞勤大臣及九卿詹事科道會議者書曰議定曰議准」という重要な一条がある。この記事は夙に清国行政法(第一卷上二九一三〇頁)にも引かれているが、

念のため注意しておきたい。ともあれ軍機処の前身として議政王大臣の存在を重視し、その実態を個々の史料によつて究明しようとされたことは高く評価すべきであろう。

第三章から第八章までの各章は、本書の主題である軍機処についての論述である。第三章は軍機処の設置に関して、その原因、時期、名称、定制、位置について述べている。軍機処創設の時期については、確實な年月を記した史料がなく、普通雍正七年のジュンガル征討に際して置かれたといわれてゐる。これに対し最初に七年説に反対し、雍正五年の初めとしたのがわが弥吉光長氏である(「弁理軍機処の創設に就て」資料公報五ノ四)。先年台湾大學の李宗侗氏も、雍正七年説を否定し、同四年後半に軍需房が設立され、七年六月に軍機房と改められ、十年三月に至りさらに軍機処と改称されたと主張された(「弁理軍機処略考」幼獅學報一ノ一)。雍正五年の初めといい、同四年後半といふのもその論拠は全く同一の史料であつて、世宗實錄の雍正七年六月辛巳の記事の中に「經理二年有余」とあるのに基いている。傅宗懋氏も大体同説で、密弁軍需事務王大臣が命を受けたのが軍機処設置の時點とすれば、それは雍正四年の後半だとする。その頃は厳重に秘密にされていたので設置について公示がなく確實な年月も不明であるが、雍正七年六月に至りジュンガル征討が実行されたので初めて密弁軍需事務王大臣の名前が公布され、從

來の秘密事項が明かにされたのであって、それは軍機處の設置とは何の関係もない。そして雍正十年三月に正式に軍機處の名称が定められたとする。

第四章は軍機大臣、第五章は軍機章京の員数、任用、規制、賞罰について細かに分析したもので、次の第六章とともに本書の中心をなし、この三章で三百頁を越える分量である。著者の研究法の特徴は統計的な分析によることで、第四章には非常に多くの表が挿入されている。すなわち各朝毎に軍機大臣に任用した員数と各員数の占めた年数を示してその百分比を出したり、さらにこれを満漢の量的多寡についていろいろのケースを検討してその比率を求めたりする。また各朝毎に軍機大臣の本職を統計的に数示したり、或は満漢蒙別の比率を出し、満人については八旗の旗分別にその数を挙げてそれぞれの百分比を出したり、その他いろいろの角度から分析している。わが国でも榎木野宣氏による軍機大臣の満漢の比重などについての統計的研究があるが（清代大學士軍機大臣満漢任用の實際について」群馬大學紀要一五、「清代重要職官満漢比率の変動」同一七）、より広い角度から検討していく、その労力たるや大変なものといわねばならない。

第六章は軍機處の職掌である。その大きな任務は皇帝の諭旨を書くのを掌ることであるが、周知の如く諭旨には明発上諭と寄信上諭がある。中外の臣民に公示する明発上諭がそ

れほど重要なものに対し、寄信上諭の方は機密に関する重要な内容をもち、俗に廷寄といわれて、軍機處の最も大きな職務である。傅氏は廷寄の制式、来源をはじめ廷寄に軍機大臣の名を掲げることとその作用や廷寄制度の優点を一々史料を擧げて説いている。さらに軍機處の職掌につき、軍事、財政経済、土木建設、科舉、外交、司法、一般行政に分けて述べている。この場合、具体的な事例を示す史料として軍機處檔案に勝るものはないのが、史料旬刊などに既に活字にして公刊されているものの外、未刊行の檔案が盛んに使用されていることが特に注目される。

元來北京の故宮に保存されていた軍機處檔案は、現在台灣に遷り、台北郊外の外雙溪に先年新築された故宮博物院に蔵されている。同院の那志良氏の近著「故宮四十年」によると、軍機處檔案は四十七箱現存する由である。傅宗懋氏は故宮博物院が以前台中郊外の霧峯に在った頃から軍機處檔案を調査されたようで、既に数年前その紹介を試みられている（「故宮博物院現存軍機檔案簡介」國立政治大學々報四）。著者も自負されているように、傅氏はこの檔案が故宮の他の文化財と共に台灣に遷された後、それを初めて利用した第一人者といえよう。ただ何分にも厖大な量の檔案であるから、さらに丹念に調べればまだ解明される事実が多いと思う。仄聞するところによると故宮博物院の諸檔案は、全部写真にして

出版される計画があるようである。世界の学界のため一日も速かに実現されることを切望するものである。

第七章は軍機大臣と皇帝の関係を論じ、且つ軍機大臣が皇帝の特使として地方に派遣された実例を列举し、さらに軍機大臣の権力の重い原因を究明する。そして第八章は軍機処の作用と価値とを述べ、これが清代の中央集権的專制君主政治において極めて有効な機関であったことを力説する。

最後に参考書目として、本書に利用された多くの文献の名が、各箱の番号を明示した軍機処檔案以下列挙されている。ただその中、大清太祖高皇帝実錄から德宗景皇帝実錄に至るまでの歴代実錄をいずれも殿刻本と記しているが、実錄に版本のないことは今更言うまでもないところである。また宣統政紀実錄という書名が挙げられているけれども、宣統政紀は實錄と同体裁とはいえ、政紀と称して実錄とは言わない。先年台灣で華文書局が「大清歷朝實錄」を影印した際に勝手につけた書名に誤まられたのである。

そのあと約百七十頁は附録で、先ず各年毎の軍機大臣年表を、清史稿の年表に依拠したうえ吳考銘の枢垣題銘や梁章鉅の枢垣記略を参照して作り、大臣各人の籍貫、本職および主要兼職と記事を記入している。次に軍機大臣各人の出身と就任前における六部掌官の官歴の表があり、第三に前に軍機章京であつて軍機大臣に任せられた者の人物表がある。こうし

た表は頗る便利であるが、その製作の労力は並々ならぬもので、傅氏の勞を多としたい。

以上大体紹介してきたが、本書は書名にみられる通り軍機処の組織と職掌を主に論じた制度史的な研究である。とくにいろいろの角度から統計的に分析して研究された点に特色があるといえる。著者はもともと政治学を専攻されたのであるうか、その関心は制度 자체にあるように思われるが、何しろ軍機処は約百八十年も続いた制度である。その間における実質的な変化や、現実の政治の動きとの関連など、歴史的なおきめ細く且つ動態的に究明しなければならないことは言うまでもない。しかしそれは今後の課題であって、先ず本書の出現に敬意を表したい。

(一九六七年十月 嘉新水泥公司文化基金會刊 六九四頁)

アラステア・ラム著

### マクマホン・ライン（上下二巻）

——インド・中国・チベット三国関係  
史研究（一九〇四～一九一四）

中井英基

一九五九年三月、所謂チベットの叛乱及びダライ・ラマの